

資料5

令和元年6月定例会（事前）
総務委員会資料
（政策創造部）

関西広域連合関係

1 第102回関西広域連合委員会（平成31年3月2日）配布資料（抜粋）

(1) 2025年大阪・関西万博について……………1

（その他事項）

- ・平成31年度 関西広域連合組織体制について
- ・関西女性活躍推進フォーラムの取組について

2 第103回関西広域連合委員会（平成31年3月22日）配布資料（抜粋）

(1) 平成30年度の主な災害に係る広域的課題と対応状況について……………3

（その他事項）

- ・広域行政のあり方検討会 報告書について
- ・関西健康・医療創生会議の今後の取組について

3 第104回関西広域連合委員会（平成31年4月25日）配布資料（抜粋）

(1) 広域計画等推進委員会委員と広域連合委員の意見交換……………10

（その他事項）

- ・G20消費者国際政策会合の開催について

4 第105回関西広域連合委員会（令和元年5月23日）配布資料（抜粋）

(1) 関西プラスチックごみゼロ宣言について……………12

（その他事項）

- ・万博具体化検討ワーキンググループと関西広域連合委員との意見交換
- ・令和2年度国の予算編成等に対する提案について
- ・地方分権改革に関する提案募集への提案項目について

2025年大阪・関西万博について

平成31年3月2日
本 部 事 務 局

1 一般社団法人2025年日本国際博覧会協会の設立

(1) 目 的

2025年日本国際博覧会の準備及び開催運営等を行い、博覧会を成功させることをもって、国際連合の掲げる持続可能な開発目標の達成に貢献するとともに、わが国の産業及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(2) 設立日：平成31年1月30日（事務所開設2月1日）

(3) 事務所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16（大阪府咲洲庁舎43階）

(4) 役 員

会 長	中西 宏明	日本経済団体連合会会長
副会長	松本 正義	関西経済連合会会長
	尾崎 裕	大阪商工会議所会頭
	黒田 章裕	関西経済同友会代表幹事
	立石 義雄	京都商工会議所会頭
	冢次 恒	神戸商工会議所会頭
	三村 明夫	日本商工会議所会頭
	小林 喜光	経済同友会代表幹事
	松井 一郎	大阪府知事
	吉村 洋文	大阪市長
	井戸 敏三	関西広域連合長

(5) 事務局体制

国、経済界、大阪府、大阪市等より職員を派遣

※H31.2.1時点では、経済界、大阪府、大阪市から職員を派遣（計26名）

※国の職員の派遣は、万博特別措置法の成立後を予定

2 大阪・関西万博具体化検討会の開催

(1) 目的

大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の具体化及び、開催計画の基本的な方向性を検討し、2020年5月までにBIE（博覧会国際事務局）への提出が求められている「登録申請書」の作成に活用していくことを目的に、経済産業省が設置するもの。

(2) 委員

関係自治体、経済界、学識経験者、文化人など〔計27名〕

(3) 第1回検討会概要

日時：平成31年1月25日（金）15:00～17:00

場所：経済産業省 本館17階 第1・2共用会議室

○出席委員からは、「万博のコンテンツ」、「会場計画」、「交通アクセス」、「広報・PR」、「若者の参画」等、多岐に亘り多様な発言があった。

<広域連合長発言要旨>

- ・(万博は)常に関西全体の取組ということをお忘れしないで進めていただきたい。
- ・若者の意見を反映できるような仕掛けを作っていただきたい。
- ・2021年に「ワールドマスターズゲームズ2021 関西」が開催される。
健康という意味で、深いつながりがあるので、この大会の開催をしっかりと万博につないでいく工夫をしたい。
- ・万博のレガシーをどう次世代に繋げていくのかという視点を持ち続ける必要がある。
- ・関西全体で取り組む意味合いから、サテライト会場の設置を柔軟に認めてほしい。
また、万博に来た人を関西のみならず全国に周回させる必要がある。
- ・交通アクセスについて、陸上は全て（陸路でつながっている）東部から夢洲に向かっている。海上アクセスをしっかりと考える必要がある。岸壁があれば神戸から入れる。あわせて、クルーズといった、瀬戸内海をにらんだ発想も必要。
- ・如何に飛行場を活用するか。徳島、白浜を加えた関西5空港をうまく運用できればと考える。
- ・これらの取組が関西全体の浮揚につながると信じている。

(4) 今後のスケジュール

2019年2月～	検討会にワーキンググループを設置
随時	ワーキンググループから各界の有識者へのヒアリング
2019年夏頃	検討会委員への報告、 ワーキンググループ検討結果のとりまとめ
2019年12月	登録申請書提出目標
2020年5月3日	登録申請書提出期限

平成 30 年度の主な災害に係る広域的課題と対応状況について

平成 31 年 3 月 22 日
 広 域 防 災 局

1 損壊家屋の補修対策（大阪府北部地震）

(1) 現状

被害が大きかった大阪府内では、住家被害約 5 万 9 千棟の大部分が「一部損壊」であり、現在でも損壊家屋の補修が進まずに屋根がブルーシートに覆われた住家等が存在するが、その原因として、①施工業者の不足、②瓦の供給不足、③被災者の経済的事情などが考えられる。

(2) 対応状況

団体名	対応状況	実績（時点）
大阪府	○「大阪版被災住宅無利子融資制度」の創設 被災証明が交付された住宅の補修工事等を対象に、取扱金融機関が無利子で融資。平成31年度も実施予定 ・全壊・大規模半壊 300万円以内 ・一部損壊 200万円以内 ※台風 21 号、7 月豪雨による被災も対象	266件 (H30. 12)
高槻市	○「一部損壊等住宅修理支援金」の創設 「一部損壊」以上の判定を受けた住宅、店舗等の修繕（屋根、柱、天井、外壁等）に要した費用の一部を支援。平成 31 年 6 月 28 日まで延長予定 〈修繕に要した経費総額〉 ・50 万円以上の場合 5 万円 ・30 万円以上、50 万円未満の場合 3 万円 ※台風 21 号による被災も対象	4,361件 (H31. 2. 22)
茨木市	○「住宅改修支援金交付制度」の創設 住宅の破損箇所（屋根、柱、天井、外壁等）の改修に要した費用の 1/2 を支援。平成 31 年度も延長予定 ・住民税非課税世帯、障害者手帳をお持ちの方がいる世帯、ひとり親世帯 最大 20 万円 ・上記以外 最大 10 万円 ※台風第 21 号による被災も対象 ※世帯の総所得 430 万円未満を対象	2,593件 (H31. 3. 6)
吹田市	○「一部損壊等住宅修繕支援制度」の創設 「一部損壊」以上の判定を受けた建物の修繕に要した費用の一部を支援 〈修繕に要した経費総額〉 ・50 万円以上の場合 5 万円 ・30 万円以上、50 万円未満の場合 3 万円 ※台風 21 号による被災も対象	1,326件 (H31. 1)

団体名	対応状況	実績（時点）
枚方市	<p>○「被災建物修繕補助金制度」の創設 「一部損壊」以上の判定を受けた建物の外装（屋根、外壁、窓ガラス等）の修繕に要した費用の一部を支援 （修繕に要した経費総額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円以上の場合 10万円 ・50万円以上、100万円未満の場合 5万円 ・30万円以上、50万円未満の場合 3万円 <p>※台風21号による被災も対象 ※市民税非課税世帯は倍額 ※事業者の場合は1/2の額</p>	1,635件 (H31.1)
箕面市	<p>○「被災住宅修繕支援金」の創設 「一部損壊」以上の判定を受けた建物の修繕に要した費用の一部を支援 （修繕に要した経費総額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50万円以上の場合 5万円 ・30万円以上、50万円未満の場合 3万円 	264件 (H31.1)
京都府	<p>○耐震診断事業等の対象拡充 大阪府北部地震により罹災証明が交付された木造住宅の耐震診断・簡易耐震改修（屋根の軽量化等）について、昭和56年以降の建物についても補助対象として拡充。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断補助：5万円 ※別途所有者負担3千円 ・簡易耐震改修補助：上限40万円（耐震改修対象経費の4/5）又は 上限30万円（耐震改修対象経費の3/4） ※市町村により異なる 	診断：63件 簡易耐震改修：76件 (H31.2)

2 通勤・通学困難者対策（大阪府北部地震）

(1) 被害概況

・朝の通勤・通学時に発災したことにより、多数の通勤・通学困難者が発生。

(2) 対応状況

団体名	対応状況
大阪府	<p>○「事業所における『一斉帰宅の抑制』対策ガイドライン」の改正</p> <p>大阪府北部地震等での対応を検討するため「南海トラフ地震対応強化対策検討委員会」を設置し、平成31年1月に最終提言を公表。本委員会での意見を踏まえ、通勤・通学時間帯など発災時間帯別の事業所等がとるべき行動の基本ルールを作成し、平成30年9月に改正したガイドラインに基づき、庁内関係部局や経済団体等と連携し、企業に対して基本ルールをBCP等へ反映するよう働きかけを実施</p>
京都府	<p>○「災害対応の総合的な検証会議」の設置</p> <p>平成31年2月に中間報告を作成し、今後の対応案をとりまとめた。5～6月ごろ、最終報告書を取りまとめ、府地域防災計画に内容を反映する予定 〈中間報告の主な内容（通勤・通学困難者対策関係）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時間帯別の対応 <ul style="list-style-type: none"> ➢発災時間帯に応じた帰宅困難者の対応ルールを定める ➢事業所・学校等に対して地震の発災時間帯に応じた通勤・通学者の対応を定め、BCP等に記載するよう求める ・一時滞在施設の確保・開設 <ul style="list-style-type: none"> ➢市町村は非居住者向けの避難場所として一時滞在施設を確保し、災害時の受け入れ体制を整備
広域連合	<p>○通勤・通学者対策を含む「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」（案）の検討 〈ガイドライン(案)の主な内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢一斉帰宅の抑制対策として、事業所等がとるべき行動の基本ルールを出勤時、就業時、帰宅時の3つの時間帯別に提示 ➢帰宅支援対策として、徒歩帰宅ルートを選定、「災害時帰宅支援ステーション」の運営、バス等の代替輸送等を実施 ➢発災直後から時系列に各機関の役割・対応手順を整理した「オペレーションマップ・タイムライン」を作成 <p>・今後、構成団体や国、民間機関等と連携し、ガイドラインに基づく訓練を実施するほか、バス代替輸送の枠組の具体化に向けた検討などを行い、関西における帰宅困難者対策の実効性を確保する。</p>

3 高潮・高波対策(台風 21 号等)

関西国際空港

(1) 被害概況

- ・護岸からの高波による越波等により、約 230～270 万 m³の浸水が発生
 - ・タンカーが強風で走錨して連絡橋に衝突
- ※対面通行規制が実施されていた連絡橋は 3 月 7 日に上下線各 2 車線の 4 車線が確保され、4 月上旬には 6 車線での完全復旧の見込み

(2) 対応状況

団体名	対応状況
関西国際空港	<ul style="list-style-type: none"> ○「台風 21 号越波等検証委員会」の設置（平成 30 年 12 月） 浸水要因（主原因は高波による護岸からの越波等）、浸水状況（空港内の総浸水量を約 230～270 万 m³と推算）等を報告 ○浸水対策 護岸・防潮壁の嵩上げ、排水ポンプの浸水対策、止水板の設置、電気施設等浸水対策（水密化）、電気設備等の地上化等の実施 等 ○「関西国際空港総合対策本部」の設立（平成 31 年 4 月予定） 同空港内外の 30 の関係機関（警察、消防、海上保安庁、近畿運輸局、大阪府、JR 西日本、南海電鉄等）が参加。同空港のすべての緊急事態を対象とし、情報共有と連携を目的とする対策本部を設立
国	<ul style="list-style-type: none"> ○財政投融資の活用（国土交通省） 国土交通省が、関西国際空港の防災機能の強化のため、財政投融資を活用（新関西空港(株)への 1,500 億円規模の財政投融資により 270 億円程度の金利負担を軽減） ○「荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会」の設置（海上保安庁） 平成 30 年 12 月の「中間報告」で、関西国際空港周辺海域における荒天時の走錨等による事故については、船舶の運用如何に関わらず未然防止できるよう法的規制を行うべき等の検討結果を取りまとめ

神戸港（六甲アイランド等）

(1) 被害概況

- ・六甲アイランド、ポートアイランド等の一部地域で浸水・冠水が発生し、上屋や車両に冠水が発生
- ・コンテナヤードが浸水、岸壁上のコンテナが浮き上がって散乱し、その一部が海上に流出。周辺に沈下、漂着

(2) 対応状況

団体名	対応状況
国等	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会」の設置 被害の把握と再度の災害の防止を図るため、国、自治体（大阪府、兵庫県、神戸市等の港湾管理者）、有識者、業界団体で構成する検討委員会を設置（事務局：近畿地方備局港湾空港部）。平成 31 年 2 月に中間取りまとめを公表

	<p>〈中間取りまとめの主な内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤緊急対応と次期台風期以降の対応 コンテナの固縛、土嚢の設置、潮位の観測施設の増設、コンテナターミナルの地盤の嵩上げ 等 ➤防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策 外貿コンテナターミナルなどを対象に、高潮等に対して浸水被害リスク（コンテナ流出、電源浸水）に緊急対策を実施 等 ➤各枠組における事前防災行動の実施体制の充実 フェーズ別高潮・暴風・大雨計画の作成 等
神戸市	<p>○「神戸港高潮対策支援事業」の実施 港湾機能の維持及び今後の高潮対策を促進するため、臨港地区内の民間事業者が実施する高潮対策事業へ補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤地盤や既設建築物内の嵩上げ、止水板の設置、電気設備の移設等に係る経費に対し補助（上限1/3、10,000千円） ・六甲アイランドの東側エリア等、浸水被害が顕著だった地域の浸水対策を検討中。今後、緊急性の高い道路などについても、必要な浸水対策を早急の実施予定

潮芦屋

(1) 被害概況

- ・南護岸及びビーチ護岸からの越波により、約27haに及ぶ浸水が発生（南芦屋浜）
- ・海岸保全施設の損壊・倒壊が発生（護岸損壊、防護柵倒壊）

(2) 対応状況

団体名	対応状況
国、兵庫県等	<p>○「大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会」尼崎西宮芦屋港部会の設置 〈今後の高潮対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤越波により浸水した区間（南護岸及びビーチ護岸）、東護岸等において、防潮堤の嵩上げ等を実施

4 大規模停電対策（台風 21 号等）

(1) 被害概況

関西電力管内で、のべ約 220 万軒、一部地域では 2 週間以上停電

※関西電力の停電軒数最大時点の内訳（平成 30 年 9 月 4 日 21 時）

滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	福井県	三重県	計
10 万軒	15 万軒	97 万軒	16 万軒	5 万軒	24 万軒	0 万軒	1 万軒	168 万軒

（出典：関西電力資料）

(2) 対応状況

①関西電力(株)

社内に検証委員会を設置し、平成 30 年 12 月、①停電の早期復旧、②住民への的確な情報提供、③自治体との連携等を盛り込んだ検証委員会報告を取りまとめ

②各府県・関西広域連合

府県名	対応状況
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○情報共有・連携体制/地域防災計画への追記 ・停電の早期復旧に向けた電力事業者との事前の連携、情報共有について地域防災計画に追記を行う予定
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○情報共有・連携体制 ・関西電力と防災関係機関のホットラインを構築し、情報共有の体制を整備 ・停電の早期復旧を図るため関西電力と道路管理者の調整会議を設置 ○地域防災計画への追記 ・地域防災計画に追記予定 ○優先復旧施設の選定 ・優先復旧・臨時供給の対象となる重要施設のリストを作成し、平時から関西電力と情報共有 ○非常用自家発電機の貸与 ・停電が長期化している地域に対して、行政関係機関等が有する可搬型の非常用自家発電機を貸与する仕組みを構築
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○情報共有・連携体制 ・関西電力を含めたライフライン事業者等と災害時の連絡調整会議の運営訓練を実施 ・引き続き、平時からの連携強化と災害時の連絡体制の構築に努める。 ○地域防災計画への追記 ・関西電力をはじめライフライン事業者と被害・復旧状況等に関する情報提供の充実を地域防災計画に追記 ○優先復旧施設の選定 ・優先復旧施設の順位の整理と復旧体制の強化について引き続き検討
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○情報共有・連携体制 ・県民への情報伝達に係る連携 ○地域防災計画への追記 ・地域防災計画に追記予定 ○優先復旧施設の選定 ・優先復旧施設の事前選定
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○情報共有・連携体制 ・今後とも関西電力とのより緊密な連携体制の構築を図る

府県名	対応状況
和歌山県	<p>○協定の締結等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な停電や通信障害が発生した場合において、早期復旧のため、復旧作業の支障となる樹木・土砂など障害物の除去作業を連携して実施できるよう、関西電力及びNTT西日本と協定を締結する予定 <p>○対応の強化</p> <p>以下3点の対応を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢保有及び建設機材レンタル事業者等との協定による発電機等の確保 ➢衛星携帯電話の貸与 ➢停電の際、県に相談窓口を設置し、問い合わせに対応
広域連合	<p>○情報共有・連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の円滑な対応のため、関西電力と平時から情報交換を行い、より緊密な連携を図る

広域計画等推進委員会委員と広域連合委員の意見交換

1 広域計画等推進委員会 出席委員

- 加藤 恵正 委員（兵庫県立大学大学院教授）
- 加渡 いづみ 委員（四国大学短期大学部教授）
- 木村 陽子 委員（奈良県立大学理事）
- 坂上 英彦 委員（嵯峨美術大学名誉教授）
- 松永 桂子 委員（大阪市立大学商学部准教授）

2 進 行

- (1) 開会
- (2) 提言の報告（木村 陽子 委員）
- (3) 広域計画等推進委員会委員からの発言
- (4) 意見交換
- (5) 総括・閉会

広域計画等フオローアップ委員会提言の概要

広域連合が目指すべき将来像の基本的な考え方
【第3期広域計画】

- (1) 国土の双眼構造を実現し、分権型社会を先導する関西
- (2) 個性や強みを活かして、人の流れを生み出し、地域社会が発展する関西
- (3) A7J7のハブ機能を担う新首都・関西

関西の現状を踏まえた提言

第1 関西を取り巻く状況

(人口減少・少子高齢化社会へ)

	2015年	2045年
人口(人)	全国 1億2,709万 関西 2,205万	1億642万 1,794万
高齢化率(%)	全国 26.6 関西 27.1	36.8 37.6

・関西においては、首都圏への人口流出等により、少子高齢化に拍車がかかり、経済面においても、企業の本社機能流出等により、西日本における地位が低下している。

・このような状況から脱却するために有効な関西のポテンシャル

- 長い歴史と豊かな伝統・文化
- 都市部と農村部の近接
- 産業・学術機関等の集積

広域計画及びその取組への反映

第2 目指すべき関西の将来像の実現のために

1 人の流れを生み出す基盤

- (1) 関西の魅力的な発展
 - ・長い歴史に根ざした文化、産業、生活等の活用
 - ・SDGの理念の実現
 - ・都市部と農村部が近接した地勢の活用
 - ・柔軟な対応の重要性
 - ・情熱的な気風
- (2) 人的能力豊かな人材の育成
 - ・ふるさと教育の推進
 - ・グローバル人材の育成
 - ・大学間の連携の強化
- (3) ネットワークの構築
 - ・ネットワークづくりの視点
 - ・地域を結ぶネットワークづくり
 - ・国境を越えた都市間ネットワークの強化
- (4) 交通インフラ整備
 - ・新幹線ネットワークの整備
 - ・空港の運用と空港へのアクセスの向上
 - ・主要港湾の機能強化
 - ・高速道路のミッシングリンクの解消等

2 取組に関する提言

- (1) 働き場の創出
 - ・新幹線開業の促進
 - ・伝統産業等の活用
 - ・イノベーションの創出
 - ・産業クラスターへの連携
 - ・地域の特性の活用
 - ・人のつなびへの支援
 - ・農林水産業の振興
- (2) 観光資源の活用
 - ・地域資源を活用した多面的な観光施策の展開
 - ・観光による地域振興の推進
 - ・スポーツツーリズムの推進
 - ・観光情報の発信の強化
- (3) 歴史と文化の発信・継承
 - ・文化資源の掘り起こし
 - ・地域との連携
 - ・関西文化芸術の取組強化
- (4) 人材の育成・確保
 - リカレント教育の推進
 - ・大学間の連携、大学と企業との連携の推進
 - ・海外からの「人財カネ」の獲得
 - ・外国人労働力の確保
 - ・大学教育のあり方の検討、教育標準の整備
 - ・地域フロンティアの育成
- (5) 新しいライフスタイルへの啓蒙
 - ・ワークライフバランスの推進、労働環境の改善
 - ・多様な働き方・暮らし方の推進
 - ・都市と農村の交流の推進
 - ・豊かな生活を送るための生涯学習の推進
- (6) IWMIWG、大阪・関西万博などの国際的イベントの開催・活用
 - ・「ワールドマスターズゲームズ2021関西(WMIWG)」
 - ・「大阪・関西万博」
 - ・国際的イベントの開催・活用
- (7) 関西広域連合の取組・運営
 - ・人材活用、職員定員の確保
 - ・財源・権限の確保
 - ・地域の長所を伸ばすための取組
 - ・広域連合の運営、広域計画策定への提言
 - ・政府関係機関移転促進

3 ツボパワーの活用

関西の歴史に根ざした伝統、文化、食、芸術などの戦略的な活用

第3 関西広域連合のこれまでの取組と課題 広域連携等に係る検証（自己点検）についての助言

- ・経済団体のほか、NPOなど多様な団体との幅広い連携を意識した取組の推進
- ・地方分権を意識した取組が必要

関西プラスチックごみゼロ宣言について

令和元年5月23日
広域環境保全局

プラスチックごみ問題については、地球規模での環境汚染や生態系への影響が懸念されており、6月28日～29日に大阪で開催されるG20サミットにおいて議論される予定になっている。この機会を捉え、関西広域連合では、プラスチックごみ問題への取組を広く発信することにより、環境先進地域「関西」を周知し、認知度を高めることとする。

その一環として、アジア各国による廃棄物の禁輸措置による国内での廃プラスチックの保管量の増加や処理のひっ迫などの現状も踏まえ、域内の住民、事業者などに対し、3Rの一層の推進を呼びかける。また、プラスチックごみによる海洋汚染防止に取り組む強い決意を国際社会に向けて発信するため、今回、「関西プラスチックごみゼロ宣言」（以下、「宣言」という。）を下記のとおり発出することとする。

記

1. 宣言案の内容について

別紙1のとおり

2. 今後の取組について

プラスチックごみゼロに向けた以下の取組を新たに行い、これまで取り組んできたマイボトルやマイバッグ持参運動等3Rをさらに推進する。

①宣言の一斉広報

- ・各構成府県市等のホームページに宣言書を掲載する。
- ・時期は6月上旬頃を予定。

②「私のプラごみ削減提案（仮称）」の募集

- ・今回の宣言発出を契機として、構成府県市の住民、団体、事業所のプラスチックごみ問題への関心の一層の向上に向けて、この問題に関して自ら取り組んでいることや、これから始めたいと考えていることについて募集する。
- ・6月下旬頃から募集開始予定。



関西広域連合
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

関西プラスチックごみゼロ宣言（案）

プラスチックは、社会や経済の発展により私たちの暮らしが利便性を増す中で身近に使用されてきました。

使用済みプラスチックの一部は、ポイ捨てなどにより、河川等を通じて海へ流れ込んでいます。こうした海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染や生態系への影響が懸念され、国際会議で議論されるなど世界的に関心が高まっています。

関西地域は、日本海、瀬戸内海、太平洋に囲まれ、河川、湖沼の間に形成された山地、盆地、平地に2,200万人余りの人々が生活しており、この地域からも相当量のプラスチックごみが海洋に流出していると思われまます。

本年6月、G20サミットが関西の大阪で開催され、海洋プラスチックごみ問題が議題の一つとなる予定です。この機会を捉え、関西全体の広域行政を担う関西広域連合は、プラスチックごみによる海洋汚染防止に取り組むとともに、その強い決意を国際社会に向けて発信することが重要です。

については、関係自治体が連携して、ごみを出さないライフスタイルへの転換を目指し、これまで取り組んできたマイボトルやマイバッグ持参運動等を通じた3R（リデュース、リユース、リサイクル）をさらに推進し、住民、事業者、団体等と協力しながらごみのポイ捨て防止や一斉清掃活動、発生抑制などプラスチックごみゼロに向けた不断の取組を行うことをここに宣言します。

2019年5月23日

関西広域連合